

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第404会計隊湯布院派遣隊長 長谷川 昭祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号			
6S721UT00130		6SS01AZ0029 0001							
品名 または 件名									
給水ポンプユニット取替									
部品番号 または 規格									
仕様書のとおり									
使 用 器 材 名									
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST								
納地または工事場所				引 渡 場 所					
湯布院駐屯地				湯布駐業 管理科					
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期					
営繕班 給水所 衛藤技官 338				令和9年3月31日（水）					

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊事務室及び西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年5月28日（木）11時00分 駐屯地講堂（小）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）は、令和07・08・09年度の九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上を有する者であることとする。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札及び契約心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」を入札書に付記するものとする。

(2) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除とする。ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 落札決定方法：総品目総額 当方予定価格の範囲内で最低落札者とする。（同価の場合には抽選で決定する。）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 公告の掲示場所：陸上自衛隊湯布院駐屯地、西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

(5) 入札の無効

ア 第1項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。

ウ FAX、電報、電話による入札は認めない。

エ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札時の携行品：印鑑等一式、入札に必要な書類（委任状含む）、筆記具

(7) 契約書等作成

ア 遅滞なく契約書を作成する

イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(8) その他

ア 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。

イ 郵便による入札は「件名、日時、入札書在中」を封筒に記載し令和8年5月27日（水）17時00分までに到着したものを有効とする。到着確認は参加者の責任による。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係無い職員により抽選を実施する。

ウ 初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。

エ 入札参加希望の場合は、令和8年5月27日（水）13時00分までに資格審査結果通知書の（写）を提出（FAX可）し、下記の担当者まで連絡すること。

オ 予定価格を算定するため都合上、参加業者は令和8年5月27日（水）15時00分まで、市場価格調査書を送付すること（FAX可）、また市価内訳書を参考にしてその細部を明らかにすること。

(9) 問い合わせ先

ア 入札及び契約に関する事項

〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上941番地

陸上自衛隊湯布院駐屯地 第404会計隊湯布院派遣隊 担当：梅原

TEL 0977-84-2111（内線348） FAX 0977-84-2117（直通）

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊湯布院駐屯地 湯布院駐屯地業務隊管理科営繕班 給水所 衛藤

TEL 0977-84-2111（内線338）

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第404会計隊湯布院派遣隊長 殿

令和 年 月 日

金額¥ 税抜

「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。
当社(当団体)は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。

番号	品 名	規 格	単位	数量	税抜単価	金額	備 考
1	給水ポンプユニット取替	仕様書のとおり	ST	1.00			
2		以下余白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
	合 計						

納入(履行)期間: 令和9年3月31日
納入(履行)場所: 湯布院駐屯地
上記のとおり見積り致します。

住 所
会社名
代表者
押印省略時署名(担当者名連絡先):

市 場 価 格 調 査 書

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第404会計隊湯布院派遣隊長 殿

令和 年 月 日

金額¥ 税抜

※ 運搬費等諸経費については、各品目の単価内に含める。

番号	品 名	規 格	単位	数量	税抜単価	金額	備 考
1	給水ポンプユニット取替	仕様書のとおり	ST	1.00			
2		以下余白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
	合 計						

納入(履行)期間: 令和9年3月31日
納入(履行)場所: 湯布院駐屯地
上記のとおり見積り致します。

住 所
会社名
代表者
押印省略時署名(担当者名連絡先):

給水ポンプに接続

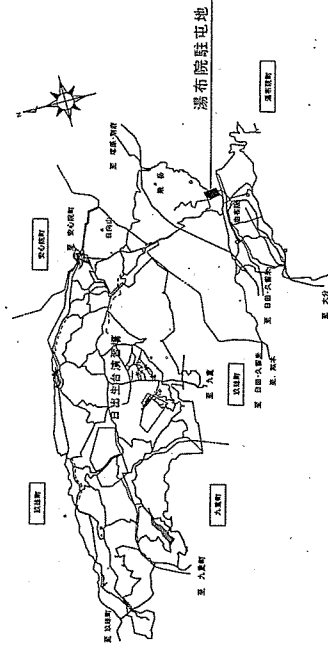
件名		給水ポンプユニット取替				
図面名称		表紙				
縮尺	—	図面番号	1/3	作成年月日	令和8年4月6日	作成者
業務隊長		管理科長	営繕班長	企画	施設管理	管財
						

1	工事名	給水ポンプユニット取替
2	工事場所	大分県布市湯布院町上942 陸上自衛隊湯布院駐地
3	工事概要	給水所給水ポンプユニット(制御盤含む)の取替 ポンプ型式 鶴川本製作所 KF2-65R6-7.5

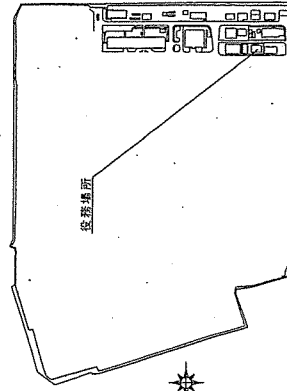
(1) 本工事は、本特記仕様書及び本設計図によるほか、国土交通省大臣官庁官庁警備部制定「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（建築・電気・機械）及び関係諸法に基き施工するものとする。（以下標準仕様書）

- (2) 工事中の安全管理には、十分留意し、火災・事故等が発生しないよう万全を期す。また、隊員もしくは部外者に損害を与えた場合、請負者が補償、賠償の責を負うものとする。
 - (3) 本工事に伴う駐屯地内建物等施設への立ち入り、その他制限事項等は、当駐屯地の諸規則に従うこととし、必要の都度監督官から指示を受けるものとする。
 - (4) 土日祝日の作業は原則実施しないが、但し天候等やむを得ない理由で工期に支障が出ることが予測される場合は、監督官と協議するものとする。
 - (5) 本工事に使用する電気、水は請負者で準備するものとする。
 - (6) 本工事に際し、取り合い以上及び技術的に当然すべき事項については、請負業者の責任において施工するものとする。また、本仕様書及び工事に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施するものとする。
 - (7) 工事中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
 - (8) 写真は、作業前・作業後・主要な施工段階及び監督官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理し、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理するものとする。
 - (9) 本工事に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
 - (10) 本工事での発生材は金属類については計量し監督官へ引き継ぐものとし、その他の発生材については、関係諸法規を遵守し適切に処分するものとする。
 - (11) 一日の作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
 - (12) 作業可能日は平日を基本とするが、やむを得ず休日作業が必要となった際は事前に監督官と調整を行うものとする。
 - (13) 建設業法一部改正により、元請業者が下請業者と下請契約を締結して工事を実施する場合は、官側へ施工体制台帳を提出すると共に主任技術者の保有する資格証明書の写しを提出するものとする。
 - (14) 本工事に際し、外国人の入場には部隊側が示す様式により申請が必要であり、許可を受けた者のみ入場可能とする。また、部隊側の手続き上、許可までに2〜3カ月の期間を要する。
- 特記事項
- (1) 取替に際し駐屯地の断水を行う必要がある場合は事前に監督官と調整し、監督官から指示された日程で行うものとする。
 - (2) 給水ユニット架台、配管寸法、配管接続状況等は、事前に現地探査等を行なって不具合の無いように確認するものとする。
 - (3) 給配管等を取り外した場合は、パッキン等は再使用することなく新品に交換し、水漏れ等が無いように確認するものとする。
 - (4) 取替終了後に認めるカー技術者による試運転による結果報告書を監督官に提出するものとする。
 - (5) 給水ポンプユニットの搬入、搬出時には周囲の機器並びに、床等を損傷させないよう注意を払うものとし、また損傷した場合は同色のタタチアッパペイント等で補修を行うものとする。
 - (6) 給水ポンプユニットについては、事前に承認図を提出し、監督官の承認を得るものとする。

1	工事名	給水ポンプユニット取替
2	工事場所	大分県布市湯布院町上942 陸上自衛隊湯布院駐地
3	工事概要	給水所給水ポンプユニット(制御盤含む)の取替 ポンプ型式 鶴川本製作所 KF2-65RG-7.5



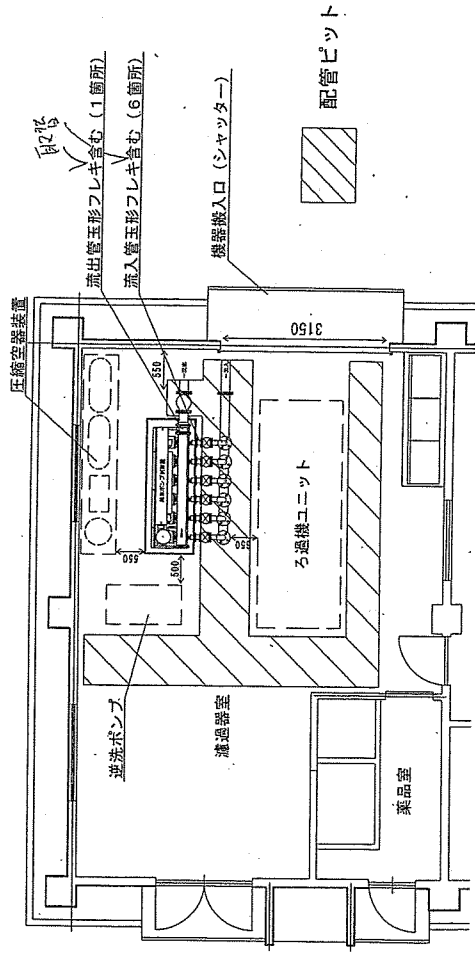
案内图 $S=1:X$



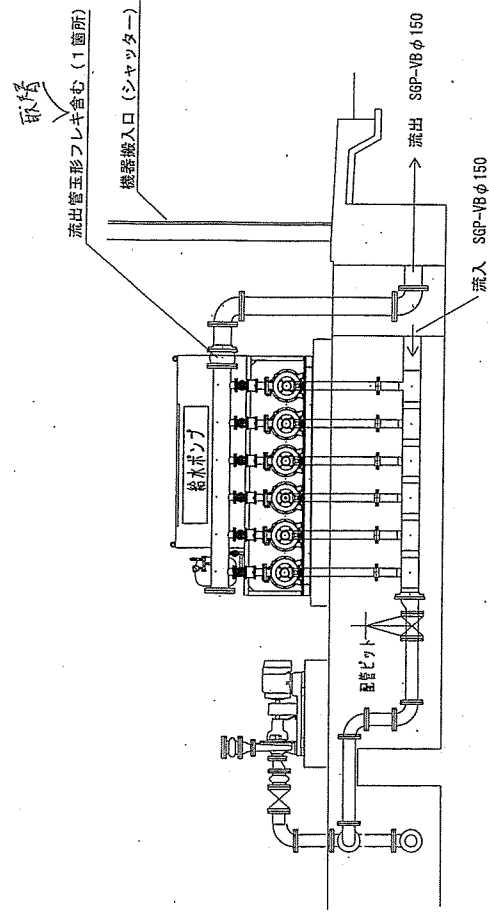
配置圖 $S=1:X$

件名	給水ポンプユニット取替		
図面名称	仕様書・案内図・配置図		
縮尺	1/X	図面番号	2/3
		作成年月日	令和8年4月6日
陸上自衛隊 湯布院駐屯地 管理科			

既設給水ポンプユニット仕様
川本ポンプ KF2-65R6E7.5
：口 径 65 x 150 A
：吐 出 量 1.83 m³/min
：全揚程 60 m
：電 圧 三 相 200 V
：出 力 7.5 kW
：極 数 2



給水ポンプユニット 平面図 S=1/X



給水ポンプユニット 立面図 S=1/X

件 名	給水ポンプユニット取替		
図 面 名 称	給水所ポンプユニット平面図・立面図		
縮 尺	1/X	図 面 番 号	3/3
		作 成 年 月 日	令和8年 4 月 6 日
		陸 上 自 衛 隊	湯 布 院 駐 屯 地
		管 理 科	